

令和3年第11回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和3年10月20日(水) 午前10時

2 開催場所 雫石町総合福祉センター 大会議室

3 出席した委員

農業委員

1 番 岡 森 喜与一
2 番 山 本 長 栄
3 番 松ノ木 睦 男
4 番 新 田 善 男
5 番 舛 澤 誠 一
6 番 細 川 仁
7 番 堂 屋 剛
8 番 木 村 正 美
9 番 山 崎 忍
10 番 八丁野 よし子
11 番 坂 下 千枝子

農地利用最適化推進委員

雫 石 藤 村 博 志
雫 石 福 崎 公 博
雫 石 徳 田 雅 博
御 所 吉 田 光 彦
御 所 米 澤 晃
御 所 川 口 英 敏
御 所 細 川 健 一
西 山 高 橋 浩 之
西 山 柿 木 一 明
西 山 山 田 裕 明
西 山 松 本 光 正
御明神 南 野 久 晃
御明神 木 村 久 雄
御明神 砂 壁 純 也

4 欠席した委員

農地利用最適化推進委員 雫 石 田村 國彦
西 山 朝賀 重雄
御明神 伊藤 庄一、夷森 和人

5 議事日程

第1 会議録署名人及び書記の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

第6 議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

第7 議案第5号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

第8 議案第6号 農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地判断に対する可否決定について

6 職務のため出席した職員

事務局長 上 村 光 俊
主 任 四ツ家 広 衣
主 任 川 村 佳 樹

開会時刻 午前10時00分

議長

ただ今の出席議員は、農業委員11名、推進委員14名、計25名であります。雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

これより令和3年第11回雫石町農業委員会総会を開会いたします。本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりでありますので朗読を省略いたします。

諸般の報告を行います。事務局から説明をお願いします。

事務局

(資料に基づき説明)

議長

ただ今事務局から説明がありました。今回の現地確認委員につきましては5番、舛澤誠一委員、徳田雅博推進委員、高橋浩之推進委員、伊藤庄一推進委員が行っております。

農地転用許可における完了報告書提出に係る現地調査報告を徳田雅博推進委員をお願いします。

徳田 推進委員

農地転用完了について調査報告いたします。初めに場所になりますが、番号1については諸般の報告9ページにあります『農転完了：○○』となっている所で、○○から南へ約200mの場所です。次に、番号2についても同じ諸般の報告9ページにあります『農転完了：○○』となっている所で、○○にある場所になります。現地を確認したところ、当初の計画のとおり工事が完了していることを確認しました。

議長

現地確認委員の報告が終わりました。これに質問などございますか。

(なし)

議長

その他諸般の報告全般について、質問などございますか。

(なし)

議長

なければ、これで諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名人及び書記の指名についてお諮りいたします。本案件につきましては、雫石町農業委員会規則第13条の規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、会議録署名人には4番、新田善男委員、5番、舛澤誠一委員、書記には事務局の四ツ家主任及び川村主任を指名します。
日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。
この総会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め会期は本日1日とすることに決定いたしました。
日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

許可申請事項について説明いたします。番号1、〇〇が所有する田18筆、畑13筆、面積計150,928㎡について、経営承継の為、〇〇と新規に使用貸借しようとするものです。

番号2、〇〇が所有する田2筆、面積計2,729㎡について、〇〇と売買しようとするものです。以上説明しました案件に係る調査書を6ページに添えておりますが、農地法第3条第2項の規定に該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと思われまます。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布しておりますので併せてご覧下さるようお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、本案件の現地確認委員の報告について、現地確認全般を5番、舛澤誠一委員、番号1と2を高橋浩之推進委員にお願いいたします。

5番 舛澤委員 現地調査全般についてご報告いたします。10月13日、第5班の農業委員と農地利用最適化推進委員及び事務局が現地調査を行い、申請のあった農地並びにその周辺の農地の利用状況を確認いたしました。すべての案件につきまして、譲受人又は借受人にかかる申請内容、営農計画などから、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。また、地域に及ぼす影響については、一般的な栽培計画、利用計画であることから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

高橋 推進委員 番号1、2についてご報告いたします。始めに番号1についてです

が、場所は総会資料の37ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっている所で、こちらは箇所数が多いので資料でご確認下さい。詳細な位置などは別冊資料1の1～14ページをご覧ください。本件は親子間で経営承継を行うことから使用貸借の新規設定でございますが、現地は適正に利用されており権利設定後も利用形態が変わるわけではなく問題なく利用されるものと思われます。

次に番号2についてですが、場所は総会資料の37ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっている所で、〇〇から北へ約200mの場所に位置します。詳細な位置などは別冊資料1の15～16ページをご覧ください。こちらの案件は土地の売買ですが、〇〇さんと〇〇さんは親戚関係ということで、〇〇さんが農地の売買を相談され、規模拡大を図る目的で購入することとなり今回の申請になったとの事です。申請地は転作田として保安全管理されており、売買後も利用状況が変わるものではないことから問題ないものと思われます。

議 長

現地確認委員の報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑、ご意見ございませんか。

(なし)

議 長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。
議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員

「全員挙手」

議 長

全員挙手であります。よって議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

許可申請事項について説明いたします。番号1、〇〇が自己所有地、畑1筆、面積287㎡を、宅地を拡張して〇〇等整備のため転用しようとするものです。本件は宅地化率が40%を超える街区の中にある農地であることから第3種農地に区分され、第3種農地は原則許可できることから許可基準を満たしているものと思われます。なお、別冊

にてこの申請に係る地図等を配布しておりますので併せてご覧下さるようお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、本案件の現地確認委員の報告を徳田雅博推進委員にお願いします。

徳田 推進委員 番号1についてご報告いたします。場所は総会資料の38ページにあります『4条：〇〇』となっている所で、国道46号線沿いにある〇〇から北へ約100mの場所になります。詳細な位置などは別冊資料1の17～23ページをご覧ください。本件は〇〇さんが自己所有地に〇〇等を整備する計画ですが、計画面積も妥当で周辺の土地については宅地化が進んでおり、周囲への影響も少ないと認められることから許可相当と見て参りました。なお、事前着工はありませんでした。

議長 現地確認委員の報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑、ご意見ございませんか。

(なし)

議長 なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。
議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手であります。よって議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

許可申請事項について説明いたします。番号1、〇〇が所有する畑1筆、面積300㎡について、〇〇新築の為〇〇と売買しようとするものです。本件は都市計画区域内の用途地域内の農地である事から第3種農地に区分され、第3種農地は原則許可できる事から許可基準を満たしているものと思われまます。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布しておりますので併せてご覧下さるようお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、本案件の現地確認委員の報告を5番、舛澤誠一委員にお願いします。

5番 舛澤委員

番号1についてご報告いたします。場所は総会資料の38ページにあります『5条：〇〇・〇〇』となっている所で、〇〇に隣接する場所です。詳細な位置などは別冊資料1の25～30ページをご覧ください。本件は〇〇さんが〇〇を新築する計画ですが、計画面積も妥当で周辺農地への影響も少ないと認められることから許可相当と見て参りました。なお、事前着工はありませんでした。

議 長

現地確認委員の報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑、ご意見ございませんか。

(なし)

議 長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。
議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員

「全員挙手」

議 長

全員挙手であります。よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議 長

日程第6、議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

始めに所有権移転の計画内容について説明いたします。番号1、〇〇が所有する田2筆、面積計2,738㎡について、〇〇と売買しようとするものです。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布しておりますので併せてご覧下さるようお願いいたします。

続きまして、利用権設定の計画内容について説明いたします。番号1から17は備考欄に記載している所有者から〇〇が利用権の設定を受けている農地に係る権利を移転するものです。所有者名と土地について順に読み上げます。

番号1、〇〇が所有する田11筆、面積計21,555.19㎡、

番号2、〇〇が所有する田5筆、面積計6,474㎡、
番号3、〇〇が所有する田13筆、面積計14,044.44㎡、
番号4、同じく〇〇が所有する畑2筆、面積計21,525㎡、
番号5、〇〇が所有する田13筆、畑1筆、面積計33,424㎡、
番号6、〇〇が所有する田3筆、面積計8,474㎡、
番号7、〇〇が所有する田1筆、面積600㎡、
番号8、〇〇が所有する畑3筆、面積計30,022㎡、
番号9、同じく〇〇が所有する田5筆、面積計10,906㎡、
番号10、〇〇が所有する、田5筆、面積計8,649㎡、
番号11、〇〇が所有する田14筆、面積計31,055㎡、
番号12、〇〇が所有する田4筆、面積計6,983㎡、
番号13、〇〇が所有する田6筆、面積計9,747㎡、
番号14、〇〇が所有する田3筆、面積計8,575㎡、
番号15、〇〇が所有する畑1筆、面積23,492㎡、
番号16、〇〇子が所有する田1筆、面積6,615㎡、
番号17、〇〇が所有する田6筆、面積計16,769㎡について、
〇〇から〇〇に利用権を移転しようとするものです。

番号18、〇〇が所有する田8筆、畑1筆、面積計15,260㎡
について、〇〇と利用権を再設定しようとするものです。

最後に一括方式について説明します。こちらの議案は農地中間管理機構たる(公社)岩手県農業公社が出し手の農家から賃貸借権等の設定を受けて中間管理権を取得すると同時に、受け手である担い手に対し転貸による利用権設定を一括で行うものです。番号1、〇〇が所有する田5筆、畑2筆、面積計35,811㎡について、〇〇と中間管理事業の一括方式により新たに利用権を設定するものです。いずれの案件につきましても農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、許可相当であると認められます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、所有権移転の現地確認委員の報告を、高橋浩之推進委員にお願いします。

高橋 推進委員

所有権移転の番号1についてご報告いたします。場所は総会資料の37ページにあります『利用集積：〇〇・〇〇』となっている所で、〇〇から北東へ約600m向かった場所にあります。詳細な位置などは別冊資料1の31～32ページをご覧ください。本件は利用集積計画での所有権移転ということですが、取得者の〇〇さんは認定農家で、大規模に経営しておりますので問題はないものと判断されます。また、現地の状況は牧草が作付されており、所有権移転後も同様の利用計画とのことで周辺農地への影響もないものと思われま

議長

現地確認委員の報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。

質疑、ご意見ございませんか。

(なし)

議長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。
議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員

「全員挙手」

議長

全員挙手であります。よって議案第4号は原案のとおり決定いたしました。
日程第7、議案第5号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

番号1、願出人は所有者の〇〇、願出の土地は畑1筆、面積1,304㎡であります。非農地となった事由は、昭和48年頃に農地転用が必要な土地とは知らず〇〇と〇〇を新築し、現状のとおり宅地として利用しているとのことであります。以上説明いたしました案件にかかる現地確認書を29ページに添えておりますが、非農地となってから20年以上経過しており、農地に復旧することが困難であることから農地法第2条第1項に規定する農地ではないと思われれます。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布しておりますので、併せてご覧下さるようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、本案件の現地確認委員の報告を5番、舛澤誠一委員にお願いいたします。

5番 舛澤委員

番号1についてご報告いたします。場所は総会資料の38ページにあります『適用外：〇〇』となっている所で、〇〇から南西へ約600m向かった場所に位置します。詳細な位置などは別冊資料1の33～34ページをご覧下さい。現地は議案書にあるとおり、昭和48年頃から農地法の手続きが必要な土地だとは知らずに宅地として利用されており、現在の状況となってから20年以上が経過しており適用外証明も止むを得ないと判断されます。

議長

現地確認委員の報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。

質疑、ご意見ございませんか。

8番 木村委員 今回、なぜこの事案が出てきたのですか。

事務局 今回の申請の前に〇〇跡地の売買相談があり、地目が畑になっていた
たので、過去に農地転用等の手続きがされているか調べたところ、転
用の手続きがされていませんでした。昭和48年にご自身で〇〇と〇
〇を建て、20年以上が経過しているということで、今回適用外を申
請し、農地外にして売買したいということでした。

8番 木村委員 現況はコンクリートで覆われているのですか。それとも、土になっ
ているのでしょうか。

事務局 〇〇は旧〇〇です。鉄骨造の建物で、地面は傾斜地に建っている関
係でコンクリートになっていて、階段などが整備されています。

議 長 ほかにございませんか。

(なし)

議 長 なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。
議案第5号、農地法の適用外証明願に対する可否決定について、願
い出のとおり証明することに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手であります。よって、議案第5号は願い出のとおり証明す
ることに決定いたしました。

日程第8、議案第6号、農地法第30条の規定による農地利用状況
調査に係る農地・非農地の判断に対する可否決定についてを議題とい
たします。この議案については農業委員会等に関する法律第30条第
1項の規定により議事参与の制限の議案審議がありますので、番号1
～4、6～27、29～34までと、番号5、番号28を分割して審
議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声

議 長 異議なしと認め、番号1～4、6～27、29～34までと、番号
5、番号28を分割して審議いたします。はじめに、番号1～4、6
～27、29～34を議題といたします。事務局の説明を求めます。

ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

本議案につきましては本年6月から7月にかけて実施した農地利用状況調査により、7月20日に行った農地有効利用検討会において「非農地」として判定した農地の所有者等に対し、「遊休農地の非農地判断に係る事前通知書」を9月17日付けで発送し、所有者等から「非農地証明願」が提出された農地について今回、非農地判断の可否をお諮りするものです。利用状況調査に伴う農地・非農地の判断対象農地について所有者名と土地の登記地目とその筆数のみご説明いたします。番号1～4、6～27、29～34まで説明いたします。

- 番号1、〇〇が所有する田1筆。
- 番号2、〇〇が所有する田3筆。
- 番号3、〇〇が所有する田4筆。
- 番号4、〇〇が所有する畑1筆。
- 番号6、〇〇が所有する田2筆。
- 番号7、〇〇が所有する畑1筆。
- 番号8、〇〇が所有する畑1筆。
- 番号9、〇〇が所有する畑1筆。
- 番号10、〇〇が所有する田5筆。
- 番号11、〇〇が所有する田2筆。
- 番号12、〇〇が所有する田3筆。
- 番号13、〇〇が所有する田1筆。
- 番号14、〇〇が所有する畑2筆。
- 番号15、〇〇が所有する田1筆。
- 番号16、〇〇が所有する田3筆。
- 番号17、〇〇が所有する田2筆、畑2筆。
- 番号18、〇〇が所有する畑1筆。
- 番号19、〇〇が所有する畑1筆。
- 番号20、〇〇が所有する田2筆。
- 番号21、〇〇が所有する畑1筆。
- 番号22、〇〇が所有する畑1筆。
- 番号23、〇〇が所有する畑1筆。
- 番号24、〇〇が所有する畑1筆。
- 番号25、〇〇が所有する畑2筆。
- 番号26、〇〇が所有する畑2筆。
- 番号27、〇〇が所有する田1筆。
- 番号29、〇〇が所有する田1筆。
- 番号30、〇〇が所有する畑2筆。
- 番号31、〇〇が所有する畑1筆。

番号32、〇〇が所有する畑1筆。

番号33、〇〇が所有する田1筆。

番号34、〇〇が所有する畑5筆。

以上32件、計59筆について、いずれも農地の状況は議案書の調査内容及び備考欄に記載のとおり状況であり、利用状況調査班において非農地と判定しております。なお、別冊にてこの案件に係る地図等を配布しておりますので併せてご覧下さるようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑、ご意見ございませんか。

(なし)

議長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第6号、農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否決定のうち、番号1～4、6～27、29～34について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員

「全員挙手」

議長

全員挙手であります。よって、議案第6号のうち、番号1～4、6～27、29～34は原案のとおり決定いたしました。

次に、番号5を議題といたします。この議案については〇〇委員に関する事項があることから、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事に参与できませんので、この議案の審議が終結するまで退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

議長

それでは、番号5について事務局の説明を求めます

事務局

引き続き、番号5について説明いたします。番号5、〇〇が所有する田1筆について、農地の状況は議案書の調査内容及び備考欄に記載のとおり山林化しており、利用状況調査班において非農地と判定しております。こちらも別冊にてこの案件に係る地図等を配布しておりますので、併せてご覧下さるようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑、ご意見ございませんか。

(なし)

議長 なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。
議案第6号、農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否決定のうち、番号5について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手であります。よって、議案第6号のうち、番号5については、原案のとおり決定いたしました。

最後に、番号28を議題といたします。この議案については私に関する事項があることから、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事に参与できませんので、この議案の審議が終了するまで退席します。尚、議長は雫石町農業委員会規程第4条により、会長が欠けた時は、会長の職務代理者が職務を代理するとありますので、木村正美会長職務代理者に議長をお願いします。

(岡森喜与一会長退席、木村正美会長職務代理者議長席に着席)

議長 岡森喜与一会長が退席しましたので暫時議長を務めます。番号28について事務局の説明を求めます

事務局 引き続き、番号28について説明いたします。番号28、〇〇が所有する田1筆について、農地の状況は議案書の調査内容及び備考欄に記載のとおり山林化しており、利用状況調査班において非農地と判定しております。こちらも別冊にてこの案件に係る地図等を配布しておりますので、併せてご覧下さるようお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑、ご意見ございませんか。

(なし)

議長 なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。
議案第6号、農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否決定のうち、番号28について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手であります。よって、議案第6号のうち、番号28につい

ては、原案のとおり決定いたしました。

(木村正美会長職務代理者自席に異動、岡森喜与一会長着席)

議 長

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして本日の会議を閉会といたします。

閉会時刻 午前10時55分

以上が令和3年10月20日、雫石町総合福祉センター大会議室に於いて開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 3 年 10 月 20 日 開催

議 長 会 長

議事録署名人 4 番

5 番
